

ゆとりの通帳追加規定

ゆとりの通帳に記載された期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、満期選択型定期預金、変動金利定期預金および積立式定期預金を解約または書替継続する場合は、預金等の種類別に本規定集に記載したそれぞれの規定によるほか、300万円を限度として、当店以外の当社本支店でも取扱います。